

議案第6号

日野町森林等火入れに関する条例の一部改正について

日野町森林等火入れに関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月6日提出

日野町長 近 藤 宏

## 日野町森林等火入れに関する条例の一部改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正に伴い、関連する条文を改正する。

この改正は、消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとし、その前段階において、林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺等において住民等に対し火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設し、これを受けて鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例上に位置付けることとしたもの。

### 2 改正内容

火入れの中止について規定した第17条を次のように修正する。

- ・ 気象情報の表記変更：「異常乾燥注意報」⇒「乾燥注意報」
- ・ 火災注意報及び火災警報の追加：「林野火災注意報」「林野火災警報」
- ・ 上記に伴う文言整理及び修正

区 分	林野火災注意報 (新設)	火災警報	
		火災警報 (既存)	林野火災警報 (新設)
法律上の根拠	なし	消防法第22条	消防法第22条
発 令 対 象	市町村単位	組合管轄全域	市町村単位
火の使用制限	鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例第29条に基づく制限あり		

### 3 附則

施行期日 公布の日から

### 日野町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例

日野町森林等火入れに関する条例（昭和59年日野町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第17条 火入者は、強風注意報、乾燥注意報、<u>林野火災注意報</u>、<u>火災警報</u>又は<u>林野火災警報</u>が<u>発せられた</u>場合その他風速、風向、湿度等からみて他に<u>延焼のおそれがある</u>と認められる場合は、火入れを中止又は<u>直ちに消火</u>しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第17条 火入者は、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合その他風速、風向、湿度等からみて他に延焼のおそれがあると認められる場合は、<u>直ちに消火し</u>、火入れを中止しなければならない。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。